主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岸星一の上告趣意第一点は憲法二八条違反を主張するが、そのいうところ は、原判決の所論炭労規約五五条の解釈の誤りを指摘するに帰し、単なる法令違反 の主張に外ならないものであるから刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(原審の 認定した事実関係は、被告人の行使した威力は、当時争議行為に加わつていなかつ た職員等の出勤に対して行使されたというのであり、かかる行為が威力業務妨害罪 を構成するものであることは当裁判所累次の判例の趣旨に徴し疑いを容れないとこ ろである。昭和二七年(あ)四七九八号、同三三年五月二八日大法廷判決、集一二 巻八号一六九四頁。昭和三一年(あ)三〇六号、同三三年六月二〇日第二小法廷判 決、集一二巻一○号二二五○頁参照。所論の点に関する原判示はあらずもがなの説 示とみるべであつて、仮にその判断に誤りがあつても判決に影響を及ぼすところは ない)。同第二点は違憲をいうが、原審の認定に副わない事実を前提とする単なる 法令違反、事実誤認の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。同第三点 は違憲をいうが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、同第四点は事実 誤認、単なる訴訟法違反の主張に帰し、ともに刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 弁護人清源敏孝の上告趣意第一点は判例違反をいうが、引用の判例は本件と事案 を異にする事項に関するものであつて、本件には適切でなく、従つて所論はその前 提を欠くものであるから採るを得ない。(なおこの点の所論は弁護人岸星一の上告 趣意第一点について記したように本件の判決としてはあらずもがなの説示に対する 非難であつて判決に影響のない事項に関するものであるから採るを得ない)。同第 二点は違憲をいうが、事実誤認を前提とするものであり、原判決には事実誤認の認 むべきものはないから、所論はその前提を欠くものであり、同第三点は単なる法令

違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

よつて刑訴四〇八条により裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

## 昭和三五年五月二六日

## 最高裁判所第一小法廷

七	常	木	高	裁判長裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
¥	潤	飯 坂	下	裁判官